

有害使用済機器の保管等に関する届出の手引

令和4年12月

長野市環境部廃棄物対策課

は じ め に

1 制度の概要

テレビ、エアコン等の電気電子機器等は、内部に重金属類等の有害物質を使用しているため、本来の用途での使用を終了した電気電子機器等が不適正に取り扱われると有害物質の飛散・流出等による生活環境上の支障が生じるおそれがある他、保管や破碎の際に火災発生の恐れもあることから、適正な管理が求められています。これまで、使用を終了した電気電子機器等のうち廃棄物については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)」に基づく適正処理が義務付けられていましたが、有価性があり廃棄物とは判断できない場合には、適正な取扱いに関しての規制が困難な場合があります。

このため、法が改正され、平成 30 年 4 月 1 日から、「**有害使用済機器**」※1の保管又は処分を業として行う者(**有害使用済機器保管等業者**※2)に都道府県知事への届出や保管・処分に関する基準の遵守が義務付けられました。

※1 「有害使用済機器」とは（法第17条の2第1項）

「使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものとして政令で定められた機器」であり、政令では別表1のとおりで定められています。

このため、使用を終了していないリユース品や修理して再度使用する予定の機器は対象から除かれます。

※2 「有害使用済機器保管等業者」とは（法第17条の2第1項）

“有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者”です。

ただし、適正な有害使用済機器の保管（当該保管と併せて行う処分又は再生を含みます。）を行うことができるものとして別表2に掲げる者は除かれます。

別表 1

次に掲げる機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その付属品を含む。）であって、使用を終了し、収集されたもの（廃棄物を除きます。）

- 一 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
- 二 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- 三 電気洗濯機及び衣類乾燥機
- 四 テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
 - イ プラズマ式のものと液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）
 - ロ ブラウン管式のもの
- 五 電動ミシン
- 六 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
- 七 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
- 八 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
- 九 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
- 十 フィルムカメラ
- 十一 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具
- 十二 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。）
- 十三 扇風機、電気除湿器その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。）
- 十四 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く。）
- 十五 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
- 十六 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
- 十七 電気マッサージ器
- 十八 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
- 十九 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
- 二十 蛍光灯器具その他の電気照明器具
- 二十一 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
- 二十二 携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具
- 二十三 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。）
- 二十四 デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具
- 二十五 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
- 二十六 パーソナルコンピュータ
- 二十七 プリンターその他の印刷用電気機械器具
- 二十八 ディスプレイその他の表示用電気機械器具
- 二十九 電子書籍端末
- 三十 電子時計及び電気時計
- 三十一 電子楽器及び電気楽器
- 三十二 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

<注意>

平成 30 年 4 月 1 日の改正法施行時において既に有害使用済機器の保管等を業として行っている者については、平成 30 年 10 月 1 日までに届け出る必要があります。
また、既に行われている保管であって、法の基準（囲いや掲示板の設置等）に適合しない場合は、速やかに基準に適合するように対処してください。

別表 2

1 別表第1に掲げる機器が廃棄物となったものの処理（有害使用済機器の保管、処分又は再生を業として行おうとするときは、それぞれ当該廃棄物の保管、処分又は再生）に係る次の許可、認定、委託又は指定（以下この号において「許可等」といいます。）を受け、かつ、当該許可等に係る事業場において有害使用済機器の保管を業として行おうとする場合

- (1) 法第7条第1項の一般廃棄物収集運搬業の許可
- (2) 法第7条第6項の一般廃棄物処分業の許可
- (3) 法第9条の8第1項の一般廃棄物の再生利用に係る認定
- (4) 法第9条の9第1項の一般廃棄物の広域的処理に係る認定
- (5) 法第14条第1項の産業廃棄物収集運搬業の許可
- (6) 法第14条第6項の産業廃棄物処分業の許可
- (7) 法第15条の4の2第1項の産業廃棄物の再生利用に係る認定
- (8) 法第15条の4の3第1項の産業廃棄物の広域的処理に係る認定
- (9) 省令第2条第1号の市町村の一般廃棄物の収集又は運搬の委託（非常災害時における市町村の委託を受けた者による委託を含む。）
- (10) 省令第2条第2号の再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみを収集又は運搬を業として行う者としての市町村長の指定
- (11) 省令第2条第4号の広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるとする環境大臣の指定
- (12) 省令第2条の3第1号の一般廃棄物の処分の市町村の委託（非常災害時における市町村からの委託を受けた者による委託を含む。）
- (13) 省令第2条の3第2号の再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者としての市町村長の指定
- (14) 省令第2条の3第4号の広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に処分することが確実であるとする環境大臣の指定
- (15) 省令第9条第2号の再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者としての都道府県知事の指定
- (16) 省令第9条第4号の広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるとする環境大臣の指定
- (17) 省令第10条の3第2号の再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者としての当該都道府県知事の指定
- (18) 省令第10条の3第4号の広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとする環境大臣の指定
- (19) 特定家庭用機器再商品化法第23条第1項の認定
- (20) 特定家庭用機器再商品化法第23条第1項の認定を受けている者からの委託（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）
- (21) 特定家庭用機器再商品化法第32条第1項の指定
- (22) 特定家庭用機器再商品化法第32条第1項の指定を受けている者からの委託（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）
- (23) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の認定
- (24) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の認定を受けている者からの委託（当該認定に係る同法第11条第4項第1号の認定計画に従って行われる場合に限る。）

2 市町村である場合

3 都道府県である場合

4 国である場合

5 有害使用済機器の保管の用に供する事業場（2以上の事業場を有する者にあつては、各事業場）

の敷地面積が100m²を超えないものを設置する場合

6 有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う場合であつて、当該本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行う場合

届出等にあたっての留意点

1 届出書の提出について

有害使用済機器保管等業者は、有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業を開始する日の **10 日前までに**、有害使用済機器保管等届出書（様式 1。以下「届出書」といいます。）に必要事項を記載し、下記に記載ある書類を添付して、該当する提出先に必要部数を提出してください。

（1）添付書類

- 事業計画の概要を記載した書類
- 付近の見取図（住宅地図等の写しでも可）
- 事業の用に供する施設を設置する場合にあつては、当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする図面(平面図、立面図、断面図、構造図)及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- 事業場及び事業の用に供する施設の所有権（所有権を有しない場合には、当該場所及び施設を使用する権原を有すること）を証する書類
 - ・公図の写し（事業の用に供する施設を記入すること。）
 - ・事業場の土地の登記事項証明書
 - ・賃貸借契約書の写し（届出者が土地の所有権を有しない場合に必要）
- 有害使用済機器の処分又は再生を業として行う場合には、当該処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類
- 申請者の基本的情報を示す書類
 - ・法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書(届出日前 3 か月以内に発行されたもの)
 - ・個人の場合は、住民票の写し
- 申請者が未成年又は成年被後見人又は被保佐人である場合は、その法定代理人の住民票の写し(届出日前 3 か月以内に発行されたものでマイナンバーの記載がないもの)

（2）提出先及び提出部数

有害使用済機器保管等届出書は、長野市環境部廃棄物対策課（以下「廃棄物対策課」という）へ提出してください。提出部数は 1 部です。（控えが必要な場合は複写をご用意ください。）

※保管場所所在地が長野市以外の場合は、管轄区域の長野県地域振興局にお問い合わせ下さい。

2 届出事項の変更について

届出書を提出した有害使用済機器保管等業者であつて、届け出た事項を変更しようとするときは、当該変更の 10 日前までに（事業場及び施設の所有権を有することを証する書類、住民票の写し、定款又は寄附行為及び登記事項証明書を添付する場合にあつては、変更後速やかに）、有害使用済機器保管等変更届出書（様式 2）に変更する事項の内容を記載の上、次の表の左欄に

掲げる事項の区分に応じ、同表右欄に掲げる書類を添付して、廃棄物対策課に提出してください。

変更事項	提出書類
1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	・申請者が個人の場合は、住民票の写し ・法人の場合は、商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
2 事業の範囲	・事業の概要を記載した書類
3 事務所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積	・事業場の平面図及び付近の見取図
4 保管場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目、保管量、保管の高さ	・施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
5 有害使用済機器の保管の高さのうち最高のもの	・届出者が事業場及び事業の用に供する施設の使用権原を証する書類
6 処分又は再生に係る事業場の所在地及び処理する有害使用済機器の品目	・処分又は再生を業として行う場合には、当該処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類
7 事業の用に供する施設を設置する場合の当該施設の種類、数量、設置場所、処理能力	のうち、変更事項に係る書類
8 届け出をしようとする者が、未成年、又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合の法定代理人の氏名及び住所	当該法定代理人の住民票の写し

3 保管等の廃止について

届出書を提出した有害使用済機器保管等業者であって、有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業の全部又は一部を廃止（事業場の敷地面積が100平方メートルを下回った場合を含む。）したときは、当該廃止の日から10日以内に、有害使用済機器保管等廃止届出書（様式3）に必要事項を記載し、廃棄物対策課に提出してください。

4 有害使用済機器の保管および処分の基準

有害使用済機器の内部には、有害物質や油などが含まれており、不適正な保管や処分を行った場合、有害物質等の周辺環境への飛散・流出や、発生した汚水等による周辺土壌又は公共用水域の汚染などが懸念されるほか、不適正な保管および処分による火災発生の恐れがあるため、有害使用済機器保管等事業者は基準を遵守し、適正に保管又は処分を行うことにより、生活環境の保全上支障がないようにする必要があります。詳しくは、当市ホームページに掲載されている、環境省「**有害使用済機器の保管等に関するガイドライン**」に記載がありますので、参考にしてください。

保管等届出書の記載例

有害使用済機器保管等届出書 **年 **月 **日 長野市長 届出者 住 所 長野市**一丁目2番3号 氏 名 〇〇工業株式会社 代表取締役 信州 太郎 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
事業の範囲（取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。）	有害使用済機器の品目： 電動工具、電気掃除機、扇風機 等 （廃棄物処理法施行令第16条の2第5号～第32号に定める機器） 処理の区分 保管のみ ・ <u>保管及び処分（再生を含む）</u>
事務所及び事業場の所在地等	事務所 〇〇事業場 電話番号 026-224-73** 長野市**一丁目2番3号
	事業場 同上 電話番号 同上 長野市**一丁目2番3号 面積 ●●㎡
保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。）	保管場所① 所在地：同上 面積：〇〇㎡ 容積：〇〇㎡ 最大高さ：4 m 品目：電気掃除機、扇風機等 施行令第16条の2第5号～32号に定める機器 保管場所② 所在地：同上 面積：〇〇㎡ 容積：〇〇㎡ 最大高さ：4 m 品目：ゲーム機、電話機等 施行令第16条の2第21号～32号に定める機器
処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目	事業場：〇〇事業場 所在地：同上 品目：電気掃除機、扇風機等 施行令第16条の2第5号～32号に定める機器
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	破砕機（シュレッダー）1台 事業場：〇〇事業場 所在地：同上 〇〇年〇〇月〇〇日 処理能力10 t／日
※事務処理欄	

(第2面)

届出者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住 所	
〇〇工業株式会社	長野市**一丁目2番3号	
法定代理人（届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。		
2 ※欄は記入しないこと。		
3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		
4 都道府県知事が定める部数を提出すること。		

様式1〔省令様式第三十五号の二（省令第十三条の三関係）〕
(第1面)

有害使用済機器保管等届出書	
年 月 日	
長野市長	
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
事業の範囲（取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。）	有害使用済機器の品目： 処理の区分 保管のみ ・ 保管及び処分(再生を含む)
事務所及び事業場の所在地等	事務所 電話番号
	事業場 電話番号 面 積
保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。）	
処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目	
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	
※事 務 処 理 欄	

(第2面)

届出者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
（法人である場合）		
(ふりがな) 名 称	住 所	

法定代理人（届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所

備考

- この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。
- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(日本工業規格 A列4番)

様式2〔省令様式第三十五号の三（省令第十三条の四関係）〕

有害使用済機器保管等変更届出書			
年 月 日			
長野市長			
届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
年 月 日付で届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。			
	新		旧
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。）			
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項）			
	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
変 更 の 理 由			
変 更 予 定 年 月 日			
備 考 1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。			

様式3〔省令様式第三十五号の四（省令第十三条の十一関係）〕

有害使用済機器保管等廃止届出書 年 月 日 長野市長 殿 届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 年 月 日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。	
廃止した事業の範囲	
廃止の理由	
廃止の年月日	
備考 1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。	